

## 平成 25 年度第 3 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 平成 25 年 9 月 27 日（金）午後 2 時～午後 2 時 40 分

II 開催場所 県庁本館 9 階会議室 3

### III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人の指名

3 議題

(1) 審議事項

・大規模小売店舗の届出に対する意見について

① F K D ショッピングモールインターパークの変更届出

(2) 報告事項

・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

(3) その他

4 閉会

### IV 出席者

〔委員〕 小白井敏明、竹澤正樹、戸室康子、古橋克夫、星法子、以上 5 名

〔事務局〕 経営支援課 富田課長、中里副主幹（商業活性化担当）、國谷主査、  
佐藤主事

宇都宮市 商工振興課 田尻課長、岩田課長補佐、儀主任、土木管理  
課 横山主任、齊藤主任、建築指導課 大山係長、吉成専任主査

### V 議事の経過

午後 2 時、司会の中里副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員 5 人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立する旨報告。

古橋会長から、議事録署名人として竹澤委員と星委員が指名され、議事に入った。

前回審議会議事録について事務局から説明を行い、出席委員の確認を得た。

次に議題 1 審議事項①の「F K D ショッピングモールインターパークの変更届出」（宇都宮市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、会長、委員、事務局の間で以下のような質疑応答があった。

- 委員 : 廃棄物等の処理について、収集運搬業者及び中間処理業者は指定業者とするとあるが、この指定業者は宇都宮市が指定する業者か設置者が指定する業者か。
- 事務局 : 設置者が指定する業者である。
- 委員 : 夜間に発生する騒音レベルの最大値が夜間の規制基準を超えた予測地点については、保全対象側で再度予測を行った結果、規制基準を満たしており、周辺地域の生活環境への影響は小さいものと考えられる。道路を越えた地域に住居等はないのか。
- 事務局 : 住居等はない。
- 委員 : 周囲に住居等はないとのことだが、地元説明会の質疑の概要にある横断歩道橋はどこに設置を提案されているのか。
- 事務局 : インターパークビレッジとインターパークスタジアムの間、横断歩道橋の設置を提案された。
- 委員 : 騒音の苦情は今まであったか。
- 事務局 : 設置者から苦情があったとは聞いていない。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題 2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後 2 時 40 分に審議会は終了した。

署名人 委 員

委 員